

緑風荘指定管理者募集要項

指定管理期間

令和9年4月1日から

令和14年3月31日まで（5年間）

令和8年6月

緑風荘の指定管理業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、湯沢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年3月22日条例第64号）に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

1 施設の概要等

施設の概要等は以下のとおり。詳細は、別紙1 緑風荘指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照してください。

(1) 名称 緑風荘

(2) 所在地等

所在地	湯沢市駒形町字八面寺下谷地22番地1
敷地面積	6,128㎡
延床面積	962.37㎡
建設年度	大規模改修 令和6年10月
施設内容	鉄筋コンクリート造、平屋建、浴室（男・女）、大広間、和室5、キッズルーム、調理室
附帯設備	駐車場（約30台）、物置（木造平屋建、延床面積34.02㎡）、その他（敷地内外構、付随施設等）

(3) 設置目的

温泉保養施設である「緑風荘」は、温泉を活用した保養の場及び多世代間の交流の場を提供することで、市民の福祉の向上と健康増進を図ることを目的に設置しています。

2 指定管理期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。ただし、指定管理者が湯沢市（以下「市」という。）の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定管理者による管理が継続できないときには、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

3 指定管理者が行う指定管理の基準及び業務の範囲

(1) 指定管理の基準

緑風荘の指定管理の基準は、湯沢市温泉保養施設条例（令和5年9月26日条例第21号。以下「条例」という。）、湯沢市温泉保養施設管理運営規則（令和5年10月4日規則第38号。以下「規則」という。）及び仕様書に規定するとおりとします。

ア 休館日及び開館時間等

- ①休館日は、1月1日、8月13日、12月31日と、毎週水曜日。ただし、水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、その翌日とします。
- ②開館時間は、午前9時から午後9時までとします。ただし、部屋の使用時間は午前9時から午後6時までとします。
- ③指定管理者は、機械の故障などやむを得ない場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日及び開館時間等を変更することができます。また、臨時に休館することができます。

イ 利用の制限に関する事項

条例第7条に基づき、緑風荘への入館を拒み又は退去を命ずることができます。

(2) 指定管理者の業務の範囲及び具体的内容

指定管理者が行う指定管理業務は次のとおりとし、詳細は仕様書のとおりとします。

ア 施設の運営管理業務

イ 施設の維持管理業務

ウ 利用促進業務

エ 情報発信及び情報提供業務

オ 施設の清掃及び警備等に関する業務

カ 前各号に掲げるもののほか、緑風荘の設置目的を達成するための必要な業務

(3) 自主事業の実施について

指定管理者が自ら企画・実施する事業で市からの指定管理料に含まれない業務（以下「自主事業」という。）については、設置目的に沿った範囲内で市の承認を受けて行うことができます。

自主事業の収入は、指定管理者の収入とします。自主事業に係る経費は全て指定管理者の負担とし、市が支払う指定管理料とは別に経理してください。

また、自主事業の際の貸部屋利用料は、指定管理者の負担とします。

4 利用料金に関する事項

緑風荘の利用料金は、条例第 17 条の規定により指定管理者の収入とします。なお、利用料金の額は、条例に定める額（別表 1）の範囲内において指定管理者が、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとします。

(1) 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができます。なお、減免した利用料金は指定管理者の負担とし、市からの補填は行いません。

ただし、災害時や選挙事務などの場合で、市との協議により指定管理者の負担とせず、無償での利用とする場合もあります。

(2) 原則として既納の利用料金は利用者に還付できません。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができます。なお、返還した利用料金は指定管理者の負担とし、市からの補填は行いません。

◆利用者数及び利用料収入の実績等は別表 2、3 のとおり示します。

5 指定管理料について

市は、指定管理者に対して、緑風荘の指定管理に要する経費を、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに予算の範囲内で、指定管理料として支払います。詳細は、仕様書のとおりとします。

なお、災害時等の特別の理由により生じた修繕や急激な物価上昇が生じた場合は別途協議します。

◆指定管理料の参考額

施設管理運営に係る経費と主催事業（依頼事業）に係る経費の合計から、利用料金等の収入見込額を差し引いた金額を指定管理料の上限額として別表 4 のとおり示します。

6 法令の順守

緑風荘の指定管理にあたっては、条例、規則のほか関係法令を順守してください。詳細は、仕様書のとおりとします。

7 指定管理業務の継続が困難となった場合

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定管理業務の継続が困難となった場合において、市に生じた損害については、指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく指定管理業務が遂行できるよう引き継ぐ責務を負うものとします。
- (2) 市及び指定管理者の責めに帰すことができない事由により、指定管理業務の継続が困難となった場合においては、双方協議の上、決定することとします。なお、指定管理業務の引継ぎにおいては、上記(1)のとおりとします。

8 市の施策との関係

市は、市内産業の育成・振興を重要な施策と位置づけています。したがって、緑風荘の管理運営を行うに際し、人材の登用や物品の購入、業務の一部を第三者に委託または請け負わせる場合は、可能な限り湯沢市内に本店や主たる事務所を有している事業者・団体を優先し、状況に応じ湯沢市内に支店、営業所等を有している事業者・団体を対象としてください。

9 申請の受付等

(1) 募集要項等の公表

ア 公表期日：令和8年6月29日（月）

イ 公表場所：湯沢市ホームページに掲載します。

※郵送又はメールによる配布は行いません。

ウ 質問等： 令和8年7月22日（水）から令和8年7月24日（金）までに質問事項提出書（様式12）により、郵送又はメールで質問してください。電話での問い合わせには応じられませんのでご了承ください。質問の回答は、後日、質問者に郵送又はメールにより回答し、市のホームページでその内容を公表します。その場合、全ての質問について、質問団体名を伏せ一括して掲載しますが、事業所固有の情報等に係るものについては、個別に対応させていただく場合があります。

(2) 募集説明会の開催

ア 日 時：令和8年7月22日（水） 午前10時から

イ 場 所：緑風荘

ウ 参加方法：

①募集説明会参加申込書（様式13）を、令和8年7月17日（金）正午までに、湯沢市福祉保健部長寿福祉課高齢福祉班にメールで提出してください。

②説明会への参加者数は、1団体につき2名までとします。

③説明会には、募集要項・様式等を持参してください。

※なお、募集説明会に参加することを応募の条件とします。

(3) 応募申請の受付

ア 受付期間：令和8年7月22日（水）から令和8年8月28日（金）正午まで

※ただし、湯沢市の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日を除く8時30分から午後5時15分まで

イ 場所：湯沢市福祉保健部長寿福祉課高齢福祉班に持参してください。

10 指定管理者の申請資格

(1) 申請ができる団体

緑風荘は、温泉を活用した保養の場及び多世代間の交流の場を提供するとともに、市民の福祉の向上と健康増進を図る役割を担っています。このことを十分認識し、管理運営やサービスの提供の面において、そのノウハウを活かすことができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）が応募できます。個人は応募することができません。

また、募集説明会に参加することを応募の条件とします。（再掲）

なお、次に該当する団体は、応募することができません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、市の一般競争入札等の参加を制限されているもの

※ 指定管理者の指定の申請後に同様の制限を課されたものはその時点で失格となります。

イ 地方自治法第244条の2第11項の規定により過去に市又は他の地方公共団体から指定を取り消されてから5年を経過しないもの

ウ 最近1年間の国・都道府県・市町村に納めるべき税金等を滞納しているもの

エ 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しないもの

オ 地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）、第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）の規定に該当するもの

カ 団体及びその役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ）が、暴力団（湯沢市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるもの

キ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの

ク 役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの

ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの

コ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(2) グループ（共同事業体）による申請

ア グループで応募する場合は、グループの名称を設定し、グループを代表する法人等（以下「代表団体」という。）を定めてください。

イ グループに(1)のア～サに該当する法人等が含まれる場合は、応募することができません。

ウ グループを構成する各法人等（以下「構成団体」という。）は、それぞれ単独で応募することはできません。

エ 複数のグループへ重複して構成団体となることはできません。

オ 代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。

カ 利用者等及び本市に対する責任については、グループの全ての構成団体が負います。

11 申請に必要な書類

(1) 次の書類を申請時に提出してください。提出部数は、各正本1部、副本10部です。

※正本には、代表者等の印・各種証明書等の原本を添付し、副本には、その写しを添付してください。

番号	項目	提出書類	様式等
①	管理者指定申請書	所定の様式	様式1
②	団体の概要等	所定の様式	様式3-1 様式3-2 様式3-3
③	誓約書	所定の様式	様式4
④	労働実態審査チェックシート（申告書）	所定の様式	様式5
⑤	各種事業計画書	所定の様式	様式7-1 様式7-2 様式7-3 様式8 様式9
⑥	各種収支計画書	所定の様式	様式10 様式11
⑦	定款又は寄附行為	最新のもの（写し可）	法人以外の団体にあ っては会則等
⑧	法人登記簿謄本	最新のもの（写し可）	
⑨	決算書等	①直近2年間の決算関係書類 （貸借対照表、損益計算書） ②納税証明書 （団体に課税されている全ての市税等について滞納がないことの証明）	①貸借対照表等を作成していない団体にあ っては収支決算書 等 ②所在市町村の所定の様式
⑩	申請資格に関する申立書	所定の様式	別記様式
⑪	共同事業体の結成に関する届出書	（共同事業体で申請の場合は必要）	様式2-1 様式2-2

※「納税証明書」については、「税証明交付申請書」により、湯沢市税務課から証明書（滞納がないことの証明）の発行を受けてください。団体が湯沢市以外に所在する場合は、所在市町村の所定の様式により、課税されている全ての市町村税等（国税・県税を含む）について証明書（滞納がないことの証明）の発行を受けてください。

※非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書を添付してください。

※このほか、審査・選考にあたり資料等の提出を求める場合があります。

(2) 提出書類の体裁

提出書類は、以下の要領で1部ずつファイル（紙製）に綴ってください。

ア 上記(1)の番号順に綴り、項目毎に見出しをつけてください。また、ページ番号もつけてください。

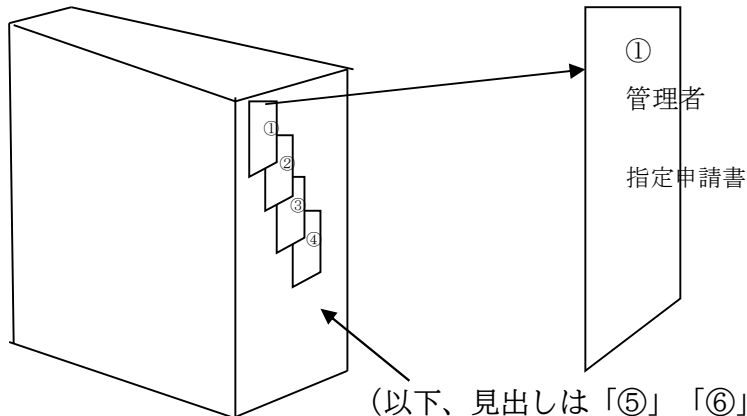
イ 書類は原則としてA4サイズ（縦）とし、左綴じとしてください。

ウ 各様式の文字数、行数、文字間隔等は、任意に変更して構いません。また、枠の拡大・縮小も可とします。ただし、記載すべき事項が欠けないようにしてください。

エ 提出書類の枚数に制限はありません。

(イメージ)

(見出し例)



(以下、見出しは「⑤」「⑥」「⑦」「⑧」「⑨」となる)

12 指定管理候補者の選定

(1) 選定の基準

- ア 公の施設の利用に関し、住民の平等な利用を確保すること及びサービスの向上が図られるものであること。
- イ 公の施設の設置の目的を効果的に達成するとともに、その適正な維持及び管理が図られるものであること。
- ウ 公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- エ 公の施設の管理を安定して行うことができる物的能力及び人的能力を有していること。
- オ 収支計画書の金額が、仕様書に示す指定管理料（総額及び年度別）の上限を超えていないこと。

(2) 選定の方法

前号の選定基準による採点に基づく総合点数方式により、事業計画書等の内容の審査を行い、指定管理者の候補者を選定します。各選定基準の配点は、別紙2のとおりとします。

また、必要に応じて、選定委員会において、申請者に事業計画書等の内容に関するヒアリング（聞き取り調査）を実施します。

選定委員会は、最も評点が高い事業者を指定管理者の候補者として市長に答申し、市長が候補者を決定します。

なお、参加申し込みが1事業者（グループ）の場合であっても一定の水準を下回る場合は、指定管理者の候補者として選定しない場合もあります。なお、配点合計の60%を最低基準点とします。

(3) 選定結果の通知

選定の結果は、各申請者に対し通知するほか、市ホームページに掲載し、公表することとします。

13 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

ア 指定管理者の候補者に選定された団体は、湯沢市議会令和8年12月定例会（予定）の議決を経て、正式に指定管理者に指定されます。

イ 指定管理者に指定された団体には、速やかに書面により通知します。

(2) 協定の締結

上記指定後、市と指定管理者は、緑風荘の指定管理に関する細目的事項を協議し、指定期間全体に

及ぶ事項を定めた「基本協定」及び単年度の取り決め事項を定めた「年度協定」を締結することとします。

(3) 協定締結の解除等

指定管理者が管理の開始日までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取消し、協定の締結をしない又は協定を解除することがあります。

ア 財務状況の悪化その他の事由により事業の履行が確実にないと認められるとき。

イ 社会的信用を著しく損なうなど指定管理者として不適当と認められるとき。

14 申請及び選定等のスケジュール

- (1) 募集要項等の公表 : 令和8年6月29日(月)
- (2) 募集説明会の申込受付 : 令和8年7月17日(金) 正午まで
- (3) 募集説明会の開催 : 令和8年7月22日(水) 午前10時から
- (4) 質問事項の受付 : 令和8年7月22日(水) から令和8年7月24日(金) まで
- (5) 質問事項への回答 : 令和8年7月31日(金) まで
- (6) 応募申請書受付 : 令和8年7月22日(水) から令和8年8月28日(金) 正午まで
- (7) 審査 : 令和8年9月下旬(予定)

※選定委員会による審査

- (8) 選定結果通知 : 令和8年10月(予定)

※指定管理候補者として選定後に通知

- (9) 議会へ議案提出 : 令和8年12月(予定)

※議決後、協定書締結 → 引継業務 → 指定管理開始(令和9年4月1日)

15 申請に関する留意事項

- (1) 備品の調達及び帰属は、仕様書のとおりとします。
- (2) 事故発生等のリスク分担は、仕様書のとおりとします。
- (3) 指定管理者は、会社等の法人に係る市民税、指定管理者が設置した償却資産に係る固定資産税等の納税義務者となる可能性がありますので、市税務課にお問い合わせください。なお、国税については税務署、県税については県税事務所にお問い合わせください。
- (4) 申請及びヒアリングに要する費用は、全て申請者の負担とします。
- (5) 提出期限後の申請書類の再提出及び差し替えによる提出書類の内容変更は、原則認めません。
- (6) 提出書類一覧にある書類のほかは、市から追加提出の指示があったもの以外の提出は認めません。
- (7) 提出書類は、どのような場合でも返却しません。
- (8) 提出書類は、指定管理者の選定以外の目的には使用しません(ただし、下記(11)への対応を除く)。提出された申請書類に虚偽の記載があった場合には失格とし、又は指定を取り消す場合があります。
- (9) 提出書類の著作権は、申請者に帰属しますが、市が指定管理者を選定及び指定するにあたり必要な場合は、その全部又は一部を申請者の許可なく無償で複製・使用する場合がありますので御了承ください。
- (10) 申請書類の提出後に辞退する場合は、辞退届を提出してください(様式6)
- (11) 選定結果として、指定管理候補者の候補者名、評価点、選定理由、審査講評を公表します。また、候補者の提出書類、選定委員会の会議の概要については、湯沢市情報公開条例(平成28年条例第25

号)に定める非公開情報を除き公開します。

(12) 申請者及びその関係者は、指定管理者の募集開始時から候補者が選定されるまでの間においては、選定委員会の構成員との接触は禁止します。

16 指定管理業務の実施及び履行責任等について

指定管理者は、本要項及び仕様書に定める業務の実施のほか、条例及び規則に従い、次の事項について留意してください。詳細は協定において定めます。

(1) 事業報告書の作成及び提出等

指定管理者は、年次報告書については、毎年度終了後30日以内に、月例報告書については翌月の20日までに仕様書に掲げる事項を記載した報告書を作成し、市に提出するものとします。

市は、指定管理者に対して、その管理運営業務及び経理の状況に関して、定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実施調査し、又は必要な指示をすることができるものとします。

なお、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、取り消された日までに業務報告書を作成して市に提出するものとします。

(2) モニタリング評価の実施

市は、「湯沢市指定管理者制度運営指針」に基づき、指定期間中に指定管理業務の達成状況等を把握し、適正なサービス水準を確保するためモニタリング評価を実施します。

このため、指定管理者には自己の責任と負担においてセルフモニタリングとして下記の事項を実施し、自己評価を行い、その結果を業務報告書にまとめて市へ提出してください。セルフモニタリングの実施時期や評価項目等及び書式等は、市と指定管理者で協議することにします。

ア 利用者アンケート（満足度調査）

イ ご意見ポスト（苦情等の整理分析）

ウ 各業務のセルフモニタリング（各業務遂行の記録作成等）

(3) 個人情報の取扱い

指定管理者及び施設の業務に従事している者は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、施設管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することを固く禁じます。指定期間が満了したとき、又は指定の取消し等により職務を退いた後も同様とします。

(4) 損害賠償の義務

やむを得ない理由があるときを除き、指定管理者が故意又は過失により施設又は設備を損壊、滅失したときは、これによって生じた損害を市に賠償しなければなりません。

(5) 第三者への賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により施設利用者等第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければなりません。ただし、その損害が市の責めに帰すべき事由又は双方の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りではありません。

(6) 保険の加入

指定管理者は、その管理業務の実施にあたり、自らの責めに帰すべき事由により損害が生じた場合は、指定管理者に損害賠償義務が生じることから、自らのリスクに対して適切な保険に加入するものとします。市が現在加入している保険の賠償額は以下のとおりですので参考にしてください。

ア 賠償責任保険

市が所有、使用、管理する施設の瑕疵や市の行う業務遂行上の過失に起因する事故について、市に法律上の賠償責任が生じることによって被る損害をてん補する保険

身体賠償	1人につき	2億円
	1事故につき	20億円
財物賠償	1事故につき	2,000万円

イ 補償保険

「市主催の行事に参加中」又は「市から依頼を受けた住民に対する市民団体又は市の管理下でのボランティア活動中」、急激かつ偶然な外来の事故により被災した住民に対して、市の法律上の賠償責任の有無にかかわらず、市が支払う補償金（見舞金）をてん補する保険

死亡・後遺障害保険金	死亡	500万円
	後遺障害	500万円
入院補償保険金	入院日数に応じ	1万円～15万円
通院補償保険金	通院日数に応じ	5千円～6万円

(7) 原状回復義務

指定期間が満了したとき、又は指定の取消し等により、施設を管理しないこととなった場合は、施設及び設備を速やかに現状に回復していただきます。

(8) 市監査委員の監査への協力

業務について地方自治法第199条第7項に基づき、市の監査委員等による監査が行われることがあります。この場合、指定管理者は監査へ協力してください。

17 指定の取消し等

指定管理者が次のいずれかに該当するときは、指定を取消し、又は期間を定めて業務の全部もしくは一部の停止を命ずることがあります。指定の取消し等の場合において指定管理者に生じた損害については、市は責任を負いません。

ア 条例、規則の規定に違反したとき。

イ 協定の内容に違反したとき。

ウ 市の指示に従わないとき。

エ 当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。

18 問い合わせ先

住所 : 秋田県湯沢市佐竹町1番1号

担当部署 : 湯沢市福祉保健部長寿福祉課高齢福祉班

電話 : 0183-73-2123

E-mail : korei-gr@city.yuzawa.lg.jp

別表 1

1 入館料

区分		金額
大人（中学生以上）		350円
小人（小学生）		250円
高齢者（65歳以上）・障がい者		300円
回数券	大人11枚綴	3,350円
	小人11枚綴	2,500円
	高齢者・障がい者11枚綴	2,850円

備考

- 1 入館料に入湯税は含まない。
- 2 障がい者とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持しているものをいう。

2 部屋使用料

名称	区分	金額
緑風荘	和室（12.5畳）、和室（10畳）	1室4時間まで 2,000円
		追加料金 1時間につき 500円
	和室（6畳）	1室4時間まで 1,000円
		追加料金 1時間につき 300円
	大広間	4時間まで 無料
		追加料金 1時間につき 500円

備考

- 1 部屋使用料には入館料を加算する。

別表2

1 利用者数及び利用料金収入の実績（2か年）

	令和6年度	令和7年度
利用者数	21,894	51,647
利用料（入湯税込）	9,963,150	23,427,000
入湯税	3,056,400	7,512,750

※令和6年度は、リニューアル工事があり、12月10日から3月31日までの数値となります。（以下同じ）

2 令和6・7年度利用者数の内訳（2か年）

区分	令和6年度	割合	令和7年度	割合
大人	6,887	31%	15,661	30%
小人	484	2%	859	2%
高齢者等	13,988	64%	34,172	66%
未就学児	535	2%	955	2%
合計	21,894	-	51,647	-

3 貸室利用者数、貸室利用回数と利用料金収入の実績（2か年）

年度	令和6年度	令和7年度
貸室利用者数	1,339人	2,482人
6畳（2室）	158回（108回）、 511人（300人）	349回（219回）、 894人（583人）
10畳（1室）	69回（52回）、 297人（231人）	80回（86回）、 352人（282人）
12.5畳（2室）	上記に含む	47回（27回）、 235人（136人）
貸室利用料金	354,400円	676,600円

※各年度の（）内の数値は、延長して利用した回数と人数となります。

別表3

1 貸室利用料金の減免・減額、還付の実績（2か年）

年度	令和6年度	令和7年度
減免	なし	なし
減額	なし	なし
還付	なし	なし

別表4

1 運営スタッフの配置と人件費の実績

ア 運営スタッフの配置

役割区分	配置人数
A：施設の受付や窓口対応 及び施設の管理等業務	午前8時30分から午後5時15分まで 常時1名以上
B：事業の企画立案、実施 及び施設の運営等業務	開館中 原則として、常時1名以上

イ 1日あたりの配置予定表（参考）

区分	勤務時間	時間
シフト1	午前8時30分から午後5時15分まで	7時間45分
シフト2	午前8時30分から午後5時15分まで	7時間45分
シフト3	午後5時00分から午後10時00分まで	5時間

ウ 1週間あたりのシフト予定表（参考）

	月	火	水	木	金	土	日
A	シフト1	シフト1	休館日	シフト1	シフト1	シフト1	
B		シフト1		シフト1	シフト1	シフト1	シフト1
C	シフト2	シフト2				シフト2	シフト2
D	シフト2			シフト2	シフト2		シフト2
E	シフト3	シフト3		シフト3			シフト3
F	シフト3	シフト3		シフト3		シフト3	
G	シフト3	シフト3		シフト3	シフト3		
H				シフト3	シフト3	シフト3	シフト3
I	シフト3				シフト3	シフト3	シフト3
J		シフト3			シフト3	シフト3	シフト3

※営業時間内は必ず女性職員が1人以上常駐すること

エ 人件費の実績 単位：円

	令和7年度
職員賃金	16,134,842
法定福利費	2,237,110
合計	18,371,952

2 施設の維持管理費の実績推移

ア 光熱水費、燃料費の実績推移（2か年）

費用	項目	令和6年度	令和7年度
灯油代	使用量	15,741ℓ	27,407ℓ
	料金	1,700,703円	3,166,859円
ガス代	使用量	16.1m ³	33m ³
	料金	22,520円	54,120円
電気料	使用量	84,863kwh	223,935kwh
	料金	1,957,441円	7,089,200円
水道料		941,705円	2,695,468円

イ 各種保守点検業務の実績推移（2か年）

業務名	業務委託料（円）		契約方法等
	令和6年度	令和7年度	
自家用電気工作物保安管理業務	86,240	195,360	随意契約
消防用設備等点検業務	0	49,500	随意契約
自動ドア保守管理点検業務	0	60,500	随意契約
循環ろ過装置配管洗浄業務	0	140,800	随意契約（1回分）
保守点検整備委託業務	128,502	1,678,050	随意契約
水質検査業務	17,820	89,100	随意契約
雪囲い	451,000	176,000	随意契約
浄化槽管理点検業務	0	283,250	

※契約方法は令和7年度の指定管理者のもの

※保守点検整備委託業務に循環ろ過装置配管洗浄業務1回分を含んでいる

ウ その他経費の実績推移

（ア）修繕費の実績

実施年度	修繕内容	修繕費（円）
令和6年度	不凍給水栓水漏れ修繕	72,380
令和7年度	女子脱衣所床補修	202,400
	女子ジェットポンプメカニカルシール交換修繕	61,160

3 指定管理料の参考額（指定管理料の上限額）

【収入】

単位：円

項目	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
日帰り入浴	14,420,000	14,420,000	14,420,000	14,420,000	14,420,000	令和7年度実績額参考
預かり入湯税	7,500,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000	令和7年度実績額参考
部屋利用料	670,000	670,000	670,000	670,000	670,000	令和7年度実績額参考
湯っこ券	780,000	780,000	780,000	780,000	780,000	令和7年度実績額参考
子メーター電気代	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	令和7年度実績額参考
合計	23,470,000	23,470,000	23,470,000	23,470,000	23,470,000	

想定入館者数

入館者数は、令和7年度の実績から51,000人を想定している

【収入】合計

117,350,000 円（入湯税含む）

【支出】

単位：円

項目	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
人件費	26,964,000	26,964,000	26,964,000	26,964,000	26,964,000	職員10人で積算
消耗品費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	令和7年度実績額参考
需用費（電気）	7,100,000	7,100,000	7,100,000	7,100,000	7,100,000	令和7年度実績額参考
需用費（水道）	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	令和7年度実績額参考
需用費（ガス）	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	令和7年度実績額参考
需用費（燃料費：灯油）	3,200,000	3,200,000	3,200,000	3,200,000	3,200,000	令和7年度実績額参考
通信費	310,000	310,000	310,000	310,000	310,000	令和7年度実績額参考
手数料	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	令和7年度実績額参考
手数料（消火器）			17,000	18,000	18,000	見積り参考
旅費交通費	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	令和7年度実績額参考
指定事業費	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	令和7年度実績額参考
賃借料	530,000	530,000	530,000	530,000	530,000	令和7年度実績額参考
車両費	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	令和7年度実績額参考
委託費	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	令和7年度実績額参考
委託費（HP制作費）	400,000					見積り参考
委託費（温泉成分分析）		209,000				見積り参考
修繕料	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	精算対象
福利厚生費	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	令和7年度実績額参考
宣伝広告費	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	令和7年度実績額参考
備品費	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	精算対象
備品費（除雪機）		3,668,000				精算対象（令和10年度を目安に購入）
雑費	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	雑費20,000円、回数券分240,000円
諸経費	1,348,000	1,348,000	1,348,000	1,348,000	1,348,000	人件費の5%以内
入湯税	7,500,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000	令和7年度実績額参考
合計	57,462,000	60,939,000	57,079,000	57,080,000	57,080,000	

【支出】合計

289,640,000 円（入湯税含む）

指定管理料の参考額（指定管理料の上限額）

令和9年度	33,992,000 円
令和10年度	37,469,000 円
令和11年度	33,609,000 円
令和12年度	33,610,000 円
令和13年度	33,610,000 円
合計	172,290,000 円